

様式第8の3

第一種特例相続認定中小企業者に係る認定申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

郵便番号  
会社所在地  
会社名  
電話番号  
代表者の氏名

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「法」という。)第12条第1項の認定(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)第6条第1項第12号の事由に係るものに限る。)を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 特例承継計画の確認について

施行規則第17条第1項第1号の確認(施行規則第18条第1項又は第2項の変更の確認をした場合には変更後の確認)に係る確認事項	確認の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(本申請と併せて提出)
	「有」の場合	確認の年月日及び番号	年 月 日(号)
		特例代表者の氏名	
		特例後継者の氏名	

2 被相続人及び第一種特例経営承継相続人について

相続の開始の日	年 月 日	
第一種特例相続認定申請基準日	年 月 日	
相続税申告期限	年 月 日	
第一種特例相続認定申請基準事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	
総株主等 議決権数	相続の開始の直前	(a) 個
	相続の開始の時	(b) 個
	氏名	
	最後の住所	
	相続の開始の日の年齢	

被相続人	相続の開始の時ににおける過去の法第12条第1項の認定(施行規則第6条第1項第11号又は第13号の事由に係るものに限る。)に係る贈与の有無		□有 □無	
	代表者であった時期		年 月 日から 年 月 日	
	代表者であって、同族関係者と合わせて申請者の総株主等議決権数の100分の50を超える数を有し、かつ、いずれの同族関係者(第一種特例経営承継相続人となる者を除く。)が有する議決権数をも下回っていないなかった時期(*)		年 月 日から 年 月 日	
	(*)の時期における総株主等議決権数		(c)	個
	(*)の時期における同族関係者との保有議決権数		(d) + (e) ((d) + (e)) / (c)	個 %
	(*)の時期における保有議決権数及びその割合		(d) (d) / (c)	個 %
	(*)の時期における同族関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合
				(e) (e) / (c)
	相続の開始の直前における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合		(f) + (g) ((f) + (g)) / (a)	個 %
	相続の開始の直前における保有議決権数及びその割合		(f) (f) / (a)	個 %
	相続の開始の直前における同族関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合
				(g) (g) / (a)
氏名				
住所				
相続の開始の直前における被相続人との関係		<input type="checkbox"/> 直系卑属 <input type="checkbox"/> 直系卑属以外の親族 <input type="checkbox"/> 親族外		
相続の開始の日の翌日から5月を経過する日における代表者への就任の有無		□有 □無		
相続の開始の直前における役員への就任の有無		□有 □無		

第一種特例経営承継相続人	相続の開始の時ににおける過去の法第12条第1項の認定(施行規則第6条第1項第7号又は第9号の事由に係るものに限る。)に係る受贈の有無又は法第12条第1項の認定(施行規則第6条第1項第8号又は第10号の事由に係るものに限る。)に係る相続若しくは遺贈の有無		□有 □無		
	相続の開始の時ににおける同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合		$(h) + (i) + (j)$ 個 $((h) + (i) + (j)) / (b)$ %		
	保有議決権数及びその割合	相続の開始の直前	$(h)$ 個 $(h) / (a)$ %	被相続人から相続又は遺贈により取得した数(*1)	(i) 個
		相続の開始の時	$(h) + (i)$ 個 $((h) / (i)) / (b)$ %		
		(*1)のうち租税特別措置法第70条の7の6第1項の適用を受けようとする株式等に係る数(*2)		個	
		(*2)のうち第一種特例相続認定申請基準日までに譲渡した数		個	
相続の開始の時ににおける同族関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)		保有議決権数及びその割合	
				(j) 個 (j) / (b) %	

3 会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式について

会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*3)の発行の有無	有□ 無□	
(*3)を発行している場合にはその保有者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)

(備考)

- ① 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- ② 申請書の写し(別紙1及び別紙2を含む)及び施行規則第7条第7項の各号に掲げる書類を添付する。
- ③ 「施行規則第17条第1項第1号の確認(施行規則第18条第1項又は第2項の変更の確認をした場合には変更後の確認)に係る確認事項」については、当該確認を受けていない場合には、施行規則第17条第2項各号に掲げる書類を添付する。また、施行規則第18条第1項又は第2項に定める変更をし、当該変更後の確認を受けていない

場合には、同条第5項の規定により読み替えられた前条第2項に掲げる書類を添付する。

- ④ 施行規則第6条第2項の規定により申請者が資産保有型会社又は資産運用型会社に該当しないものとみなされた場合には、その旨を証する書類を添付する。
- ⑤ 第一種特例相続認定申請基準事業年度終了の日において申請者に特別子会社がある場合にあつては特別子会社に該当する旨を証する書類、当該特別子会社が資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当しないとき(施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合を含む。)には、その旨を証する書類を添付する。

(記載要領)

- ① 単位が「%」の欄は小数点第1位までの値を記載する。
- ② 「被相続人から相続又は遺贈により取得した数」については、相続の開始の時以後のいずれかの時において申請者が合併により消滅した場合にあつては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等(会社法第234条第1項の規定により競売しなければならない株式を除く。)に係る議決権の数、相続の開始の時以後のいずれかの時において申請者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合にあつては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等(会社法第234条第1項の規定により競売しなければならない株式を除く。)に係る議決権の数とする。
- ③ 「(\*3)を発行している場合にはその保有者」については、申請者が会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式を発行している場合に記載し、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- ④ 「認定申請基準事業年度( 年 月 日から 年 月 日まで)における特定資産等に係る明細表」については、第一種特例相続認定申請基準事業年度に該当する事業年度が複数ある場合には、その事業年度ごとに同様の表を記載する。「特定資産」又は「運用収入」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。(施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。)
- ⑤ 「損金不算入となる給与」については、法人税法第34条及び第36条の規定により申請者の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる給与(債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。)の額を記載する。(施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。)
- ⑥ 「総収入金額(営業外収入及び特別利益を除く。)」については、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第88条第1項第4号に掲げる営業外収益及び同項第6号に掲げる特別利益を除いて記載する。
- ⑦ 「同族関係者」については、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- ⑧ 「特別子会社」については、相続の開始の時以後において申請者に特別子会社がある場合に記載する。特別子会社が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。「株主又は社員」が複数ある場合には、同様の欄を追加して記載する。

- ⑨ 申請者が施行規則第6条第9項の規定により読み替えられた第6条第3項に該当する場合には、「相続の開始」を「贈与」と読み替えて記載する。ただし、「相続の開始の日の翌日から5月を経過する日における代表者への就任」は「贈与の時に  
おける代表者への就任」と、「相続の開始の直前における役員への就任」は「贈与  
の日前3年以上にわたる役員への就任」と読み替えて記載する。
- ⑩ 「やむを得ない事由により資産保有型会社又は資産運用型会社に該当した場合」  
については、その該当した日、その理由及び解消見込時期を記載する。

(別紙1)

認定中小企業者の特定資産等について

主たる事業内容					
資本金の額又は出資の総額		円			
認定申請基準事業年度( 年 月 日から 年 月 日まで)における特定資産等に係る明細表					
種別		内容	利用状況	帳簿価額	運用収入
有価証券	特別子会社の株式又は持分(*4)を除く。)			(1) 円	(12) 円
	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分(*4)			(2) 円	(13) 円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの			(3) 円	(14) 円
不動産	現に自ら使用しているもの			(4) 円	(15) 円
	現に自ら使用していないもの			(5) 円	(16) 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの			(6) 円	(17) 円
	事業の用に供することを目的としないので有するもの			(7) 円	(18) 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの			(8) 円	(19) 円
	事業の用に供することを目的としないので有するもの			(9) 円	(20) 円

現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産			(10) 円	(21) 円
	経営承継相続人及び当該経営承継相続人に係る同族関係者等(施行規則第1条第17項第2号ホに掲げる者をいう。)に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産			(11) 円	(22) 円
特定資産の帳簿価額の合計額	$(23) = (2) + (3) + (5) + (7) + (9) + (10) + (11)$ 円	特定資産の運用収入の合計額		$(25) = (13) + (14) + (16) + (18) + (20) + (21) + (22)$ 円	
資産の帳簿価額の総額	(24) 円	総収入金額		(26) 円	
認定申請基準事業年度終了の日以前の5年間(相続の開始の日前の期間を除く。)に経営承継相続人及び当該経営承継相続人に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額		剰余金の配当等		(27) 円	
		損金不算入となる給与		(28) 円	
特定資産の帳簿価額等が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	$(29) = ((23) + (27) + (28)) / ((24) + (27) + (28))$ %	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合		$(30) = (25) / (26)$ %	
総収入金額(営業外収益及び特別利益を除く。)				円	

やむを得ない事由により資産保有型会社又は資産運用型会社に該当した場合

該当した日	年 月 日
その事由	
解消見込時期	年 月頃

(別紙2)

認定中小企業者が常時使用する従業員の数及び特別子会社について

1 相続認定中小企業者が常時使用する従業員の数について

常時使用する従業員の数	相続の開始の時 (a) + (b) + (c) - (d)	人
厚生年金保険の被保険者の数	(a)	人
厚生年金保険の被保険者ではなく健康保険の被保険者である従業員の数	(b)	人
厚生年金保険・健康保険のいずれの被保険者でもない従業員の数	(c)	人
役員(使用人兼務役員を除く。)の数	(d)	人

2 相続の開始の時以後における特別子会社について

区分	特定特別子会社に 該当/非該当		
会社名			
会社所在地			
主たる事業内容			
資本金の額又は出資の総額			円
常時使用する従業員の数			人
総株主等議決権数	(a)		個
株主又は社員	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合
			(b) 個 (b)/(a) %